

## 吉田町監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年11月30日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

### 定期監査

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の実施期間

平成27年10月12日から平成27年11月27日まで

##### 2 監査の対象

税務課

社会福祉課

健康づくり課

##### 3 監査の事項及び範囲

平成27年4月1日から平成27年9月30日までに執行された事務事業及び一部の事務事業については平成26年度以前も監査対象とした。

##### 4 監査の目的

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効果的に行われているかを主眼とした。

#### 第2 監査等の結果等

各課についての監査の結果等は、後述のとおりである。

なお、軽微な事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

(注) ① 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満は四捨五入とした。

② 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

## 1 税務課

### (1) 【事務事業の概要】

#### ① 課内組織

収納管理部門、課税部門の2部門で構成されている。

#### ② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長)1人、一般職員14人(うち育休1人)、嘱託員1人、臨時職員5人の合計21人である。その他、行政サポーターが1人いる。

#### ③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く)

#### ◎ 歳出

##### ア 税務総務費

執行額は27,172千円で執行率は82.8%である。主なものは臨時職員賃金2,461千円、過年度分町税還付金23,811千円である。

##### イ 賦課徴収費

執行額は10,514千円で執行率は23.0%である。主なものは納付書等の郵送料2,092千円、滞納整理機構負担金1,349千円、電算システム委託料4,618千円、基準地評価委託料1,295千円である。

#### ④ 時間外勤務については月平均1人当たり8.11時間であった。(庁内月平均1人当たり14.07時間)

#### ⑤ 町民税、固定資産税、国民健康保険税の納税義務者数等については次のとおりである。(増減率は対前年度)

##### ア 町民税について

(ア) 個人町民税の納税義務者数合計は15,607人(増減率0.0%)であり、均等割のみを納める者1,506人(増減率1.5%)、均等割と所得割を納める者14,101人(増減率△0.2%)である。

(イ) 法人町民税の納税義務者数合計は平成27年7月1日現在で785社(増減率△3.6%)であり、均等割のみは476社(増減率△5.7%)、税割及び均等割は309社(増減率0.0%)である。

##### イ 固定資産税について

実納税義務者数は12,241人(増減率0.2%)、課税地積は12,034,373㎡(増減率0.5%)、家屋は2,781,354㎡(増減率1.1%)、償却資産課税標準は47,990,696千円(増減率△1.0%)である。

##### ウ 国民健康保険税について

(ア) 加入世帯数は医療及び支援は各々4,016世帯(増減率△0.3%)、介護は1,967世帯(増減率△6.2%)である。

(イ) 被保険者数は医療及び支援は各々7,209人(増減率△2.2%)、介護は2,501人(増減率△7.2%)である。

エ 軽自動車税賦課状況について(増減率は対前年度)

平成27年9月30日現在における、軽自動車税の賦課合計台数は13,559台(増減率1.5%)である。賦課種別内訳は原動機付自転車(125cc以下)1,813台、軽自動車(660cc以下)11,001台、小型特殊自動車306台、二輪の小型自動車439台である。

オ 口座振替利用状況について(増減率は対前年度)

税種別の第1期納期限時における利用状況は、町民税2,001人(増減率△2.9%)、固定資産税・都市計画税7,857人(増減率1.8%)、軽自動車税5,848人(増減率2.7%)、国民健康保険税2,306人(増減率△2.7%)である。

⑥ 収納率向上及び滞納対策に対する取組み状況について

ア 納税環境の整備

イ 滞納整理の効率化

ウ 未納の早期解消

エ 困難案件の徴収

オ 基礎研修及び専門研修

(2) 【監査意見】

監査の結果、財務に関する事務についてはおおむね適正に執行されており、経営に係る事業の管理についてもおおむね適正に執行されている。

(3) 【指摘事項】

なし

## 2 社会福祉課

### (1) 【事務事業の概要】

#### ① 課内組織

社会福祉部門、児童福祉部門の2部門で構成されており、所管施設として神戸西会館、中央児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、保育園、こども発達支援事業所がある。

#### ② 職員人数等は次のとおりである。(ただし、こども発達支援事業所、保育園は除く)

管理職(課長)1人、一般職員12人(うち育休1人)、臨時職員30人(児童厚生員2人、放課後児童支援員21人、子育て支援センター指導員3人、子育て相談員1人、臨時福祉給付金職員1人、子育て世帯臨時特例給付金職員1人、家庭相談員1人)、嘱託員(指導員)1人の合計44人である。その他、行政サポーター1人(高齢者支援課兼任)がいる。

#### ③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く)。

#### ◎ 歳出

##### ア 社会福祉総務費

執行額は29,924千円で、執行率は43.2%である。主なものは民生委員県活動費負担金1,545千円、民生委員町活動費負担金1,596千円、社会福祉協議会補助金25,901千円である。

##### イ 心身障害者福祉費

執行額は212,482千円で、執行率は42.9%である。

##### (ア) 心身障害者福祉費

執行額は694千円で、執行率は16.0%である。

##### (イ) 心身障害者更生援護費

執行額は23,272千円で、執行率は47.6%である。主なものは重度障害者医療費給付事業21,908千円である。

##### (ウ) 心身障害者施設等負担金

執行額は8,245千円で、執行率は43.0%である。全額、駿遠学園負担金である。

##### (エ) 心身障害者自立支援費事業費

執行額は170,058千円で、執行率は44.0%である。主なものは更生医療給付事業費14,648千円、デイサービス等給付費36,323千円、居宅介護給付費8,871千円、短期入所介護給付費3,092千円、自立訓練、就労移行支援給付費4,190千円、生活介護給付費47,421千円、

就労継続支援給付費 31,450 千円、サービス利用計画作成費 3,616 千円、精神障害者医療費助成 1,714 千円、共同生活援助給付費 11,738 千円、療養介護給付費 2,584 千円である。

(オ) 障害者自立支援施設管理事業費

執行額は 570 千円で、執行率は 16.5% である。

(カ) 地域生活支援事業費

執行額は 9,643 千円で、執行率は 29.5% である。主なものは地域活動支援センター事業委託料 1,925 千円、移動支援事業委託料 1,434 千円、日中一時支援事業 1,800 千円、日常生活用具給付事業 3,452 千円である。

ウ 人権・地域改善費

執行額は 1,986 千円で、執行率は 31.5% である。主なものは神戸西会館運営費 1,882 千円である。

エ 児童福祉総務費

執行額は 5,456 千円で、執行率は 16.8% である。

(ア) 児童福祉費 59 千円で、執行率は 1.1% である。

(イ) 児童虐待防止事業費 1,290 千円で、執行率は 46.1% である。主なものは臨時職員賃金（家庭相談員）1,267 千円である。

(ウ) ひとり親家庭対策事業費 2,632 千円で、執行率は 42.9% である。主なものは母子家庭等医療費助成事業 2,342 千円である。

(エ) 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費 1,475 千円で、執行率は 8.2% である。主なものは臨時職員賃金 404 千円、電算処理委託料 972 千円である。

オ 保育所費（4 保育園運営費は除く）

執行額は 56,380 千円で、執行率は 42.3% である。

(ア) 保育園管理費 56,380 千円で、執行率は 42.3% である。

主なものの臨時職員賃金 47,542 千円、施設型給付費 5,916 千円、地域型保育給付費 1,207 千円である。

カ 児童館費

執行額は 26,935 千円で、執行率は 43.3% である。

(ア) 児童館運営費 3,703 千円で、執行率は 43.1% である。主なものは臨時職員賃金 2,009 千円である。

(イ) 放課後児童健全育成事業費 19,476 千円で、執行率は 42.6% である。主なものは臨時職員賃金 15,648 千円、賄材料費 1,539 千円である。

(ウ) 地域子育て支援拠点事業費 3,356 千円で、執行率は 45.0% である。

主なものは臨時職員賃金 3,011 千円である。

(エ) 子ども会育成連合会助成事業 400 千円で、執行率は 100.0%である。

キ 児童厚生施設整備費

執行額は 51 千円で、執行率は 13.2%である。

◎ 歳入(使用料他)

ア 訪問入浴徴収金 120,192 円で収入率は 100.0%である。

イ 障害児放課後児童クラブ徴収金 96,400 円で収入率は 96.8%である。

ウ 保育所保育料 57,245,440 円で収入率は 94.8%である。

エ 放課後児童クラブ徴収金 8,994,100 円で、収入率は 98.1%である。

オ 保育園及び事業所職員給食代 2,579,680 円で、収入率は 100.0%である。

カ 一時預かり事業利用者負担金 845,550 円で、収入率は 488.4%である。

キ 神戸西会館使用料 8,700 円で、収入率は 100.0%である。

ク 地域子育て支援拠点事業材料費徴収金 1,500 円で、収入率は 100.0%である。

ケ 児童館事業材料費徴収金 64,510 円で、収入率は 100.0%である。

コ 電話使用料(保育園) 788 円で、収入率は 100.0%である。

サ 時間外保育園利用者負担金 32,800 円で、収入率は 100.0%である。

シ 心身扶養共済保険料 658,020 円で、収入率は 100.0%である。

④ 時間外勤務については 1 人当たり月平均 23.06 時間と庁内 7 番目に多かった。(庁内 1 人当たり月平均 14.07 時間)

## (2) 【監査意見】

監査の結果、指摘事項を除いては財務に関する事務についておおむね適正に執行されており、経営に係る事業の管理についてもおおむね適正に執行されている。

なお、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)は、吉田町における社会福祉団体事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている組織である。吉田町は地域福祉の推進役として地域の実情に応じた住民の福祉の増進を図ることを趣旨(目的)として社会福祉協議会に補助金を交付している。所管課である社会福祉課としては、社会福祉協議会と連携を密にし、町行政と社会福祉協議会がそれぞれの役割と責任の下で、一体となって福祉事業を推進し

ていくことが、行政運営を進めていくうえで重要である。このことから、社会福祉協議会との協力関係の向上や指導面等について検討され、対応に努められたい。

(3) 【指摘事項】

一時預かり事業利用者負担金の調定事務及び収納事務について

毎月、納入義務者に納入通知書により納入の通知がなされており、入金 は 4 月から 8 月分まで、5 月から毎月計上されている。一方、調定は 4 月 から 9 月分の一部が未調定となっている。

したがって、吉田町財務規則第 48 条に基づいて適正に調定事務及び収 納事務が行われているとは認め難い。

今後については財務規則を遵守し、的確な内部統制を図り、調定事務 及び収納事務を適正に行うべきである。

※ 吉田町財務規則(抜粋)

(徴収の手続)

第 48 条 主管の長は、収入金を徴収しようとするときは、当該収入につ いて次の事項を調査し、適当と認めた場合には直ちに調定し、納入義 務者に対して納入通知書(様式第 30 号)又は納税通知書等(以下「納入通 知書等」という。)により納入の通知をしなければならない。

(納入通知書等の納期日等)

第 54 条 納入通知書等の納期日は、別に定めがあるもののほか、納入通 知書等交付の日から 10 日以内の日としなければならない。

3 健康づくり課

(1) 【事務事業の概要】

① 課内組織

所管施設として保健センターがある。

② 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長)1 人、一般職員 11 人、臨時職員 5 人の合計 17 人である。

③ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件 費及び他課局所管分は除く)

◎ 歳出

ア 保健衛生総務費

執行額は 196,879 千円で、執行率は 49.0%である。主なものは榛原病院負担金 192,690 千円、保健衛生管理費 3,079 千円、救急医療対策事業費 745 千円である。

イ 予防費

執行額は 22,495 千円で、執行率は 24.9%である。

(ア)感染症予防費

執行額は 22,495 千円で、執行率は 24.9%である。主なものは予防接種委託料は 19,809 千円、医師謝礼金 1,048 千円、看護師謝礼金 220 千円、臨時職員賃金 754 千円である。

ウ 母子保健衛生費

執行額は 90,249 千円で、執行率は 47.4%である。主なものは医療費支払事務手数料 5,246 千円、乳幼児・妊婦健診委託料 8,987 千円、こども医療費 69,478 千円、未熟児養育医療費 2,034 千円、不妊治療費 1,689 千円、医師謝礼金 726 千円、看護師等謝礼金 709 千円である。

エ 健康づくり事業費

執行額は 6,585 千円で、執行率は 56.4%である。主なものはダンス健康づくり事業費 3,986 千円、健康体操運営費 2,012 千円である。

オ 健康増進事業費

執行額は 14,042 千円で、執行率は 44.8%である。主なものは乳がん検診委託料 3,689 千円、子宮がん検診委託料 3,519 千円、胃がん検診委託料 1,612 千円、肺がん検診委託料 1,382 千円、大腸がん検診委託料 929 千円、骨粗しょう症検診委託料 678 千円、がん検診受診票等郵送代他 1,291 千円である。

③-2 【26年度繰越事業】

イ 保健衛生総務費

執行額は 1,708 千円で、執行率は 10.7%である。主なものは臨時職員賃金(地方創生対応分)752 千円、母子保健室等改修工事設計業務委託料(地方創生対応分)724 千円である。

ロ 母子保健衛生費

執行額は 306 千円で、執行率は 45.7%である。報償費、備品購入費(地方創生対応分)である。

◎ 歳入(使用料他)

ア 歯科フッ素塗布徴収金 126,000 円で収入率は 100.0%である。

イ 歯科フッ素洗口徴収金 206,500 円で収入率は 100.0%である。

ウ 総合体育館体操教室受講料 1,985,225 円で、収入率は 100.0%である。

- エ 健康づくりセミナー参加料 2,700 円で、収入率は 100.0%である。
- オ イキな男の料理教室参加料 1,500 円で、収入率は 100.0%である。
- カ コピー代 2,950 円で、収入率は 100.0%である。
- キ 未熟児養育医療徴収金 426,188 円で、収入率は 100.0%である。
- ク こども医療費過年度返還金 559,565 円で、収入率は 100.0%である。
- ④ 時間外勤務については月平均 1 人当たり 11.26 時間であった。(庁内平均 1 人当たり 14.07 時間)

(2) 【監査意見】

監査の結果、財務に関する事務についてはおおむね適正に執行されており、経営に係る事業の管理についてもおおむね適正に執行されている。

(3) 【指摘事項】

なし

## 財政的援助団体等監査

第 1 監査の概要

1 監査等の実施期間

平成 27 年 10 月 19 日から平成 27 年 11 月 24 日まで

2 監査の対象

〈監 査 対 象 等〉

財政的援助団体	所 管 部 署
社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	社会福祉課
吉田町商工会	産 業 課
吉田町浜田土地区画整理組合	都市建設課

3 監査の事項及び範囲

平成 26 年度に交付された補助金に係る出納及びその他の事務の執行

4 監査の目的

町が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金等に係る出納及びその他の事務の執行が補助金の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

## 第2 監査等の結果等

### 1 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会

#### (1) 【補助金の概要】

##### ア 補助金の名称

社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金

##### イ 補助の趣旨(目的)

地域社会の推進役として地域の実情に応じた住民の福祉の増進を図る。

##### ウ 補助の交付内容

補助対象事業名	補助金交付額 (円)
社会福祉協議会役員及び産業医・報酬	780,000
社会福祉協議会事務局人件費	19,323,000
社会福祉協議会相談事業	1,228,000
社会福祉協議会民生委員児童委員活動事業	1,394,000
社会福祉協議会福祉団体助成事業	4,549,000
合 計	27,274,000

#### (2) 【監査の意見】

監査の結果、事業は補助の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）及び社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

なお、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会と所管課である社会福祉課は連携を密にし、町行政と社会福祉協議会がそれぞれの役割と責任の下で、一体となって福祉事業を推進されるよう要望する。

#### (3) 【指摘事項】

なし

### 2 吉田町商工会

#### (1) 【補助金の概要】

##### ア 補助金の名称

商工業振興事業費補助金

- イ 補助の趣旨(目的)  
町内における商工業の振興と健全なる経営改善を図るため。
- ウ 補助金の交付内容  
補助対象事業名及び補助金交付額  
商工会組織助成事業 5,000,000 円

(2) 【町利子補給金の概要】

- ア 利子補給金の名称  
吉田町小企業等経営改善利子補給金
- イ 補助の趣旨(目的)  
町内小企業の経営の改善を図るため。
- ウ 利子補給金の交付内容  
利子補給の対象及び利子補給金交付額  
町内小企業者が小企業等経営改善資金融資制度の定めるところにより、借り受けた資金のうち町長が認めたもの 397,300 円

(3) 【監査の意見】

監査の結果、事業は補助の目的に沿っておおむね適正に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則(昭和54年吉田町規則第8号)、商工業振興事業費補助金交付要綱及び吉田町小企業等経営改善資金利子補給金交付要綱に基づき、適正に執行されていた。

(4) 【指摘事項】

なし

3 吉田町浜田土地区画整理組合

(1) 【町助成の概要】

- ア 助成の名称  
吉田町土地区画整理事業助成
- イ 助成の趣旨(目的)  
公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため。
- ウ 助成の対象事業  
用途地域内で施行しようとする事業で、事業面積が3.0ヘクタール以上のものとする。ただし、町長が特に認めた事業については、この限りでない。

エ 補助金の交付内

交付内容	補助金交付額(円)
当年度分	10,118,890
利子補給金	12,151,502
合計	22,270,392

※ 事業の計画内容について

所在地	: 静岡県吉田町
施行者	: 吉田町浜田土地区画整理組合
面積	: 37.1 h a
総事業費	: 44.6 億円
施行期間	: 平成 11 年度～平成 31 年度
平成 26 年度末 進捗率	: 61% (総事業費ベース)

(2) 【監査の意見】

監査の結果、事業は補助の目的に沿っておおむね適正に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則(昭和 5 4 年吉田町規則第 8 号)及び吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、適正に執行されていた。

(3) 【指摘事項】

なし